



守口小だより

令和3年4月19日

第3号

守口市立守口小学校

発行者 横山 美香

1学期が始まって、10日ほどが過ぎました。子どもたちは、元気に学校生活を送っています。そろそろ、疲れも出てくる頃かと思います。ご家庭でも、お子様の体調管理をよろしくお願ひいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急拡大しています。16日現在で、大阪府は、連日1000人を超え、守口市も20人近くの感染者が出ています。大阪府は、14日に「レッドステージ2」に移行しています。

学校は、守口市教育委員会の方針を受け、感染症拡大防止策をとりながら、教育活動を進めてまいります。ご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。



守口市教育委員会より「大阪府レッドステージ2における守口市立学校の今後の教育活動について」の通知がありました。期間は、5月5日（水）までです。主なものは、下記のとおりです。

***授業について**

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

○長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。

○授業参観は、原則中止または延期とする。

***修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について**

- ・中止または延期とする。

※府内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の場合は、感染症対策を徹底すること。

学校としましては、予定していた20日（火）と21日（水）の授業参観を中止としました。予定通り、5時間目まで授業を行い、5時間目終了後、下校します。また、感染症拡大防止の観点から接触を避けるため、家庭訪問も全員、居住地確認に変更しています。

教育活動等につきましては、今年度もできるだけ、学校だより等でお知らせしていきたいと考えています。守口小学校のホームページに学校だよりを掲載しています。カラーでご覧いただけますので、見ていただけたらと思います。

4月13日の給食です。メニューは、ミニココアパン、和風スパゲティー、ポテトサラダ、牛乳です。今年度から、牛乳が、瓶からパックに変更になっています。パンは、個包装されたパンが提供されます。

食べるときは、机は前を向けたまま、おしゃべりせずに静かに食べます。食べ終わるとすぐにマスクをつけます。

1年生の給食は、22日（木）から始まります。



○新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業について○

*守口市教育委員会のホームページより（4月14日掲載）

現在の位置 [ホーム](#) > [各課の案内](#) > [守口市教育委員会](#) > [教育委員会事務局](#) > [保健給食課](#) > [学校保健](#)
> 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について(4/14)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について(4/14)

守口市教育委員会では、市立学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が判明した場合には、これまでから、「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」に基づき対応してまいりました。

先般、文部科学省から、(1)基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識のもと、学校以外の他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことが多いこと、(2)10代以下では罹患率が他の年代と比べて低いこと、(3)児童生徒の学びの保障の観点から、児童生徒や教職員の中に感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは控えるように通知されており、市教育委員会としても保健所と相談のうえ、学校の全部又は一部について臨時休業の対応をとっているところです。

については、文部科学省及び大阪府教育庁が示したマニュアル並びに守口市教育委員会が令和3年2月1日付けで改正した「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」をもとに、以下のとおり対応します。



[新型コロナウイルスに係る臨時休業について \(PDF : 68.6KB\)](#)



[小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について \(通知\)](#)



[文部科学省 衛生管理マニュアル](#)

昨年度、児童等に陽性者が出了場合は、学校全部の臨時休業を行っていました。しかし、上記の守口市教育委員会のホームページにもありますように、今後は、学校の全部または一部の臨時休業となります。
状況によって、学年休業となることがありますことをお知らせします。

感染症が急拡大しております。体調がすぐれないときは、自宅で休養するようしてください。また、毎日の検温、健康観察をして、「健康観察カード」への記入をお願いします。

【学校から教育委員会への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、
・教育委員会に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
・感染者が児童生徒の場合、出席停止措置。
感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【教育委員会から保健所に相談】

教育委員会は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び教育委員会は、上記調査に協力。

【教育委員会が臨時休業の要否を判断】

教育委員会は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

- ・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、
濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校の全部又は一部※の臨時休業
※学年閉鎖など